

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

神奈川県、横浜市

## 2 構造改革特別区域の名称

DME 普及モデル特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

横浜市鶴見区及び神奈川区並びに川崎市川崎区の区域の一部（京浜臨海部）  
別添図面のとおり

## 4 構造改革特別区域の特性

京浜臨海部は、石油化学工業や鉄鋼業などのエネルギー多消費型の産業が立地すると同時に、首都圏という一大消費地に隣接しており発電所や天然ガスの供給基地が立地し、電力やガスなどのエネルギーの一大供給拠点となっている。また、石油化学系企業、発電機等製造企業等の研究開発部門も多く立地しており、エネルギーに関する研究開発拠点ともなっている。

地球温暖化問題への対応や、未だ深刻な大気汚染問題への根本的な対応などから、風力・太陽光などの新エネルギーの普及拡大が喫緊の課題となっているが、上記のような特性を持つ京浜臨海部は、新エネルギーの普及モデル事業を実施する上で、供給、消費、研究開発の3つの側面すべてにおいて、実施にふさわしい地域である。

本県が平成15年3月に策定した「かながわ新エネルギービジョン」の中でも、京浜臨海部はモデル事業を実施するのに適した地域であると位置付けており、複数のモデル事業の実施が予定されている。

また、低公害燃料であるDME（ジメチルエーテル）については、2006年頃（平成18年ごろ）に海外から大量に輸入する事業計画が複数の民間事業者によって進められているが、単に港湾施設があるだけでなく、LPGの受入れ拠点ともなっている京浜臨海部は、性状の似ているDMEの受入れ基地となる可能性が高く、DMEに関する普及モデル事業を展開するのにふさわしい地域でもある。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

新エネルギーの普及は、地球温暖化防止に関する京都議定書の実施や、昨今の原子力発電所の事故などによる電力供給不安への対応、中長期的なエネルギー供給の多様化などの観点から、社会的な要請が強いものであるが、エネルギー供給拠点である京浜臨海部において新エネルギーの普及モデル事業が実施され、普及への道筋がつけら

れることは、社会的な意義の大きいものである。

また、京浜臨海部においては、DMEについて、国内初のDME自動車の公道走行実験が平成14年度に実施されるなど、全国に先駆けた取組みがすでに進められており、新エネルギーに関する研究開発拠点も集積している本地域において展開を予定している、DMEに関する普及モデル事業は、先見性・独自性を有している。

#### 「京浜臨海部ジメチルエーテル（DME）自動車普及モデル事業」

平成14年度に行った国内初の「DME自動車公道走行試験」の次のステップとして、DME自動車の普及を促進するため、「中継基地間での定期輸送」や「一定区域内の配送やゴミ収集、バス」など、区域や拠点を限定したDME自動車（トラック、バス等）の普及モデル事業を実施する。

こうしたDME普及モデル事業を実施し、新エネルギーとしてのDMEの普及へとつなげていくことにより、エネルギーの供給拠点としての京浜臨海部の活性化はもとより、我が国のエネルギー政策への貢献とともに、経済的な意味での我が国の構造改革にもつながっていくものと考えている。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

DME普及モデル事業を京浜臨海部において実施し、新エネルギーとしてのDMEの普及につなげていくことで、エネルギー供給拠点、エネルギーの研究開発拠点の集積地としての京浜臨海部の活性化につなげていきたいと考えている（エネルギー供給事業者等の活性化、雇用の拡大など）。

また、DMEについては、上記のようなエネルギー供給事業者の活性化という点に加え、全く「すす」が出ないなどの低公害性から、いまだに深刻な状況を抱えている本地域の大気汚染環境の根本的な改善につながっていくことを期待している。

DMEについては、エネルギーとしての法整備が進んでいないことから、その研究開発の進展や普及に向けた取組みを阻害している諸規制がある。

例えば、現行規制ではDMEは一般高圧ガスとして厳しい規制を受けており、既存のガソリンスタンドの活用が保安距離の関係から困難となるなど、普及のための既存の社会インフラの活用ができなくなっている。このため、本モデル事業の実施を通して、普及につなげていく上での規制の特例適用を、構造改革特別区域計画に基づき求めていくものである。

具体的には「DME自動車普及モデル事業（平成16年度～）」を行うため、平成15年度からDME高圧ガス製造試験設備の建設を開始し、DMEサンプル供給環境を整備する。そのため、まずDMEの試験研究施設の設備変更の手続き緩和から始める。

その後、DME自動車の再検査に係る規制緩和やDMEステーションにおける保安統括者や保安距離に係る規制緩和などによりDMEの燃料供給体制の整備を行い、モデル事業の実施、モデル事業の拡大さらには平成18年頃の大量供給開始の事業計画を見ながら、DMEの普及を促進する。

利用機器の規制の特例やモデル事業の率先実施により、関連企業の集積立地や海外からのDME受入拠点の立地など、企業の集積及び地域の活性化につながることを期待される。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

DME普及モデル事業が実施されることは、本地域のエネルギー供給拠点としての活性化に大きく寄与するとともに、新エネルギー関連産業の集積や活性化にも貢献することが期待される。

また、新エネルギーの早期普及は社会の共通課題であるが、エネルギーに関する研究開発拠点が集積している京浜臨海部においてDME普及モデル事業が構造改革特別区計画として実施されれば、普及に向けたスピードが加速され、社会全体の新エネルギー普及にも大きく貢献することが期待される。

DMEの試験研究施設の設備変更の事務簡素化事業の特例適用が開始されれば、通常の変更手続きで事前説明、申請、受理等に要する1回あたり1.5ヶ月程度の期間が不要となり試験研究が加速化される。

平成18年頃からのDME大量供給開始や、燃料電池についても数年内の実用化が目指されていることから、新エネルギーに関する市場規模は近年中に拡大していくことが期待される。特例措置等による研究開発条件の整備やモデル事業の実施による研究開発拠点等関連企業の集積立地(燃料供給施設関連企業、燃料電池開発企業等、総計10社程度)も期待され、本事業による地域経済への波及効果は大きいものと考えられる。

DME自動車への転換が初期段階で可能な車としては、バス、タクシー、塵芥車などが対象になると考えられ、約40万台強の自動車が平成18年以降順次導入されていく可能性がある。

## 8 特定事業の名称

DME試験研究施設の変更工事事務簡素化事業(1107)

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

## 関連する事業

### ・「DME自動車普及モデル事業」

平成16年度から、DME自動車の普及を促進するため、「一定区域内の配送やバス」や「拠点間での定期輸送」など、区域や拠点を限定したDME自動車（トラック、バス等）の普及モデル事業を実施する。

平成15年度は、区域内や拠点間の定期走行車実態調査を行い、モデル事業を京浜臨海部において展開するために事業化調査をする。

## 関連する規制緩和

今後、段階的に取り入れる特定事業として次のものを考えている。

### (1) 実験機器の開発

DME試験研究施設における防爆構造を要しない計測機器設置事業（1111）により、防爆性能を有する構造でない計測機器を設置することができれば、コスト削減による研究開発の加速にもつながる。

### (2) 自動車の普及

燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業（1109）により、DME自動車の燃料タンクを車載状態のまま容器再検査を受けることができれば、モデル事業の拡大ならびにDME自動車の普及にもつながる。

### (3) スタンドの普及

- ・保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業（1108）
- ・水素ガススタンド等における保安距離変更事業（1110）
- ・埋設されたDME貯蔵設備の保安距離変更事業（1113）
- ・水素ガススタンド等における保安検査期間変更事業（1114）
- ・高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業（1115）
- ・可燃性ガス製造施設の保安距離変更事業（1116）

これらの事業の特例適用が開始されれば、モデル事業の拡大ならびにDME自動車の普及にもつながる。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1 1 0 7 D M E 試験研究施設の変更工事手続簡素化事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特別区域内の県の指定する D M E 試験研究施設

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日

### 4 特定事業の内容

J F E エンジニアリング(株) ( N K K と川崎製鉄との合併・分社化により設置された会社。両者のエンジニアリング部門。) が京浜臨海部において、平成 1 5 年 4 月より D M E 高圧ガス製造試験設備を建設して試験を行う。( 認定され次第、簡素化された手続きに従って試験を始める。)

#### ・試験の具体例

小型ディーゼルエンジン燃焼試験装置

燃料噴射系単体試験装置

今回の特例措置を受ける主体としては、対象となる D M E 試験研究施設の直接の設置者である「 J F E エンジニアリング社」となっているが、グループ会社の「 J F E テクノス」が同社から委託されて申請手続き等を行うことがあり得る。

また、平成 1 6 年度より実施予定の「 D M E 自動車普及モデル事業」においては、他の D M E 供給事業者である「日本 D M E 社」や自動車メーカーなどが、このモデル事業を実施するための事業化調査を行う「京浜臨海部 D M E 自動車普及モデル事業準備委員会 ( 平成 1 5 年 4 月 1 6 日発足予定)」に参加している。

今後の関連規制緩和への申請においては、ステーションの設置や D M E 自動車の点検に係る規制緩和など、他の事業者を主体とした申請が行われる予定である。

### 5 当該規制の特例措置の内容

研究設備・機器開発の過程においては、装置の改良・改造が頻繁であるため、一定の条件下では申請手続きを簡素化することが望ましいと考えられるが、この特例措置によって申請手続きが簡素化される。試験研究の過程においては、開発スピードが重要であり、装置の改良・改造に伴う許可手続きによって研究開発がストップする事態は必要最低限にすることが求められる。特に、2 0 0 6 年に複数の民間企業グループによって大量供給が予定されている D M E については、実用機器が大量供給時に適切な形で供給されていることが不可欠であり、試験研究のスピードを確保・加速することが、エネルギーの供給拠点としての地域振興や、ひいてはエネルギーの安全保障という観点からも、極めて重要である。